

件名	愛媛県在宅介護研修センター使用料条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>愛媛県在宅介護研修センターの使用料を定めるため制定</p> <p>1 使用料の額</p> <p>(1) 研修室 1室1日につき 3,900円(上限額) 利用時間外の使用 1室1時間につき 550円(上限額)</p> <p>(2) 和室 1室1日につき 2,900円(上限額) 利用時間外の使用 1室1時間につき 410円(上限額)</p> <p>2 使用料の納付時期</p> <p>センターの使用前(必要と認められるときは、後納させることができる。)</p> <p>3 使用料の減免</p> <p>特に必要と認められる者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>4 使用料の不還付</p> <p>次の場合を除き、還付しない。</p> <p>(1) 天災その他の理由による使用不能の場合</p> <p>(2) 使用の取り消しを申し出て、やむを得ないと認められるとき。</p>	
施行日	平成16年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	